

平成31年度 住宅改造費助成事業(特別型)

高齢者及び障がい者が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送ることができる住環境を整備するため、高齢者等に対応した既存住宅の改造に要する経費を助成します。

◆助成を受けるには

- ・ 工事着工前に介護保険課窓口に住宅改造費助成申請書を提出してください。
 ※申請前に、住宅改造工事に着手している場合は、助成対象になりませんので、必ず工事着工前に申請の手続きを行ってください。
 ※介護認定を受けた被保険者の場合は、介護保険の住宅改修費支給申請書も同時に提出してください。
- ・ 建築基準法が改正された昭和56年5月31日以前に着工した住宅は、原則、耐震診断(簡易耐震診断を含む)の受診が必要です。
 ※耐震診断に関しては、加古川市ホームページをご覧ください。(加古川市住宅政策課(079-427-9263)までお問い合わせください。)
(耐震診断の受診が不要となる場合は、住宅改造費助成申請書提出時に介護保険課へお伝えください。)

◆助成を受けられるのは

改造を施工される住居に居住している方それぞれの前年所得金額が600万円以下で、現に日常生活に支障のある者がいる世帯。具体的には以下のいずれかに該当する世帯。

- ・ 要介護または要支援の介護認定を受けた被保険者のいる世帯
- ・ 身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けた者のいる世帯

(加古川市日常生活用具給付事業の対象となる場合は一体的に利用してください。)

※世帯員のうち、1人でも上記の所得要件を満たしていない場合は助成対象になりません。

※改造を施工される住居に居住している方を税扶養の対象としている方も同一世帯とみなします。

※平成31年6月30日までに申請された場合は前々年中の所得で判断します。

◆助成申請について

住宅改造助成金の助成申請は、原則として1軒の家に対して1回限りになりますので、再度申請をすることはできません。また、要介護認定を受けている方については、介護保険の住宅改修費支給と一体的に利用することとされており、以前に住宅改修費の支給を受けている場合は対象となりませんのでご注意ください。ただし、対象者の身体状況が著しく変わり、過去に行った改修では生活することが困難である場合には、再申請が可能になる場合もありますのでご相談ください。

◆申請者について

住宅改造助成事業の申請者は生計中心者又は住宅所有者となります。生計中心者とは、対象者の属する世帯のなかで、最も所得の多い方です。

◆助成の対象となる工事

平成32年1月31日までに申請、平成32年3月2日までに完了届を提出できる工事で、日常生活において現に支障となっている部分の解消を図る工事が対象となります。将来に向けての予防的な工事については、助成対象になりません。なお、新築や改築の工事は助成対象になりません。

※平成32年3月2日までに完了届の提出がない場合は、助成決定を取消する場合があります。

※介護認定を受けた被保険者の場合は、居宅介護(介護予防)住宅改修費支給と同時の申請となりますので、介護認定期間内に工事を着工し完了しなければ、助成対象になりません。また、工事完了以前に事業対象者に移行すると支給できませんので、ご注意ください。

◆助成の金額について

$$\text{①助成対象経費 (上限 100 万円)} - \text{②住宅改修費支給限度基準額 (上限 20 万円)} \times \text{③助成率} = \text{助成額 (住宅改修費)}$$

① 助成対象経費

- ・ 助成対象とならない工事の費用は含みません。(天井・壁工事や老朽化工事など)
- ・ 合計額の上限は 100 万円となります。

② 住宅改修費支給限度基準額

- ・ 居宅介護(介護予防)住宅改修費支給または加古川市日常生活用具給付事業の対象となる場合は、支給限度基準額(20万円)を差し引きます。対象者が2人いる場合は、20万円×2人=40万円を差し引きます。

③ 助成率

- ・ 世帯の課税状況により助成率が異なります。

所得税課税世帯(税額7万円超)	1/3
所得税課税世帯(税額7万円以下)	1/2
その他の世帯	2/3
生活保護受給世帯	3/3

例：要介護3の被保険者がいる所得税課税(税額7万円以下)世帯で、浴室45万円、便所20万円、居室19万円の対象工事を行った場合

$$\text{浴室45万円} + \text{便所20万円} + \text{居室19万円} = \text{①84万円} < 100\text{万円}$$

(助成対象経費) (限度額)

$$\text{① 84万円(助成対象経費)} - \text{② 20万円(居宅介護住宅改修費支給限度基準額)} = 64\text{万円}$$

$$64\text{万円} \times \text{③ 1/2(所得税課税(7万円以下)世帯)} = \text{32万円(助成額)}$$

※居宅介護(介護予防)住宅改修費支給や加古川市日常生活用具給付事業の支給対象外となる場合は、①助成対象経費×③助成率 で助成額を算出します。
なお、生活保護受給世帯については、2万円が自己負担額となります。

◆助成金の支払方法について

2種類の支払方法からご希望の方法をお選びいただき、施工業者にお伝えください。

償還払い

工事後、一旦工事費用全額を施工業者に支払ってください。完了届の受理、完了確認調査の実施後に助成金を交付します。

受領委任払い

工事後、工事費用全額から助成金額を差し引いた残額を施工業者に支払ってください。完了届の受理、完了確認調査の実施後に助成金を工業者に交付します。

《受領委任払いについて》

助成金の受取を施工業者に委任する代わりに、工事後の支払額を総工事費から助成金額を差し引いた残額だけにする支払方式で、支払い時の一時的な負担が軽減されます。ただし、介護保険課に登録している施工業者でしか受領委任払いは選択できませんのでご注意ください。また、支払方法を受領委任払方式にする場合は、必ず申請時に「住宅改造費助成金受領委任払届出書」を提出してください。

◆申請に必要な書類について

【工事前】

- ① 介護保険住宅改修費支給申請書・理由書(要介護認定者のみ)
- ② 住宅改造費助成申請書
※原則として、生計中心者又は住宅所有者が申請者となります。
- ③ 工事費見積書(工事箇所ごと)
- ④ 工事図面(施工前、施工後)
- ⑤ 工事予定箇所の写真(日付入りのもの)
- ⑥ 市県民税所得課税証明書
(同居されている方の中で平成31年1月2日以後に加古川市に転入された方がいる場合のみ提出してください。)
- ⑦ 住宅改造費助成金受領委任払届出書(介護保険課に受領委任払いの口座登録をしている業者で施工する場合に、支払方法を受領委任払方式にする方のみ提出してください。)
- ⑧ 耐震診断に関する必要書類
- ⑨ その他必要書類(ユニットバスの仕様書 など)
- ⑩ 自宅付近の地図(車を止められる場所に印をつけてください。)
- ⑪ 現地調査希望日程調査票

※写真、見積書、図面の工事項目ごとに
共通の番号を振ってください。

【工事後】

- ① 介護保険住宅改修費支給申請書受理通知書(要介護認定者のみ)
- ② 住宅改造費助成事業助成金請求書
- ③ 住宅改造費助成事業工事完了届
- ④ 委任状(必要な場合)
- ⑤ 領収書
- ⑥ 工事費請求内訳書
- ⑦ 工事後の写真(日付入りの写真であること)
- ⑧ 耐震診断報告書(耐震診断の受診をされた場合)

※①、②、③、④については助成決定時に送付します。

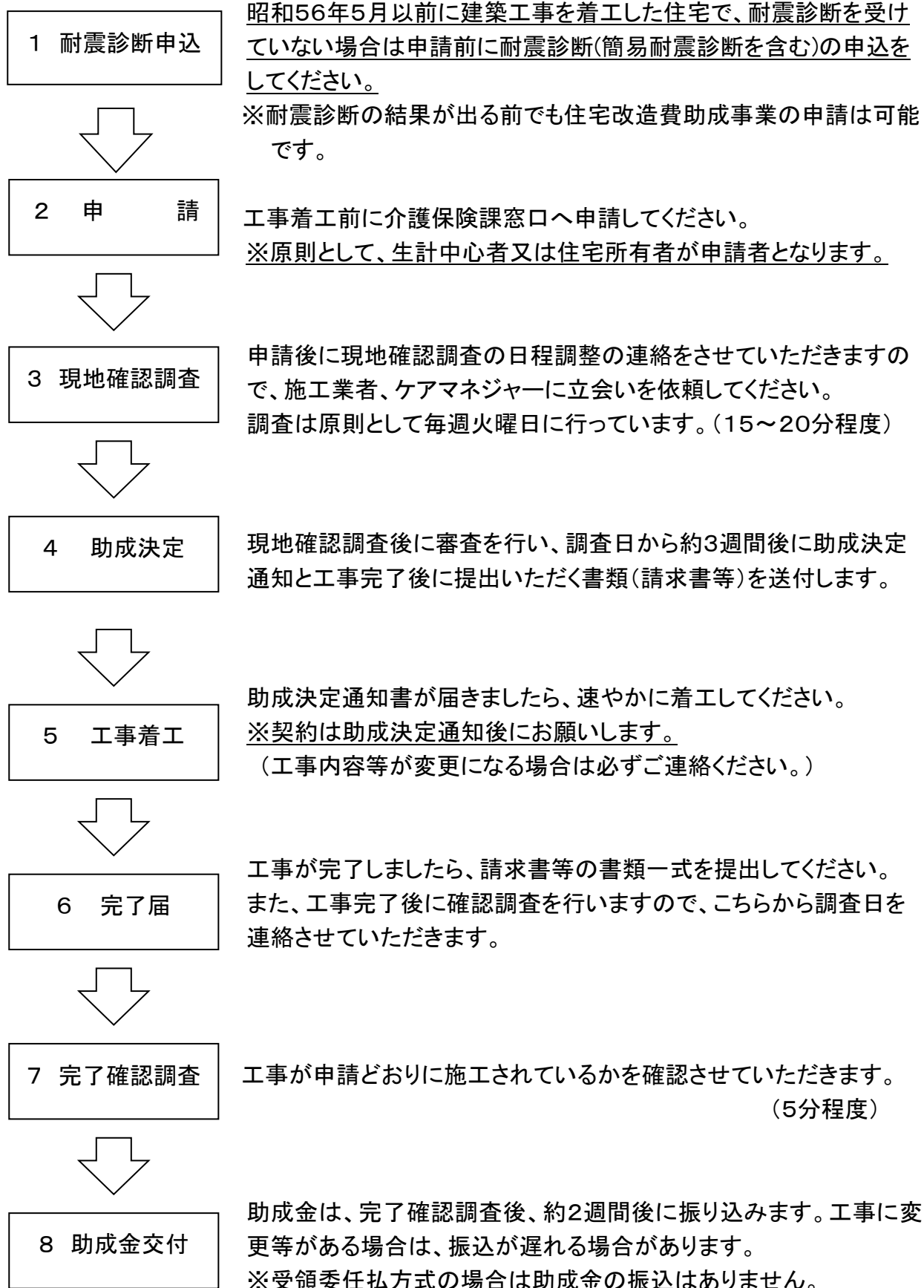
《悪徳リフォーム業者にご注意ください》

○見積書は2社以上の見積りを取ることをおすすめします。

○見積書が一式金額のみ記載されているような場合は、「一個いくらの何を何個取りつけるのか」「1㎡何円の工事を何㎡行うのか」「どこのメーカーの型式何番の器具を取りつけるのか」が詳細に書かれた見積内訳明細書を必ず作成してもらってください。その内容、金額に納得したら契約してください。

○必要のない工事は、はっきりと断るようにしましょう。

◆助成金交付までの流れ



工事業者のみなさまへ
 申請前に必ずお読みください。

(平成31年度)

住宅改造(特別型)での注意点

原則、申請後の工事内容の変更は認められません。申請は、工事内容や金額を確定してから行ってください。やむをえず工事内容が変更となる場合は、必ず事前にご相談ください。

《写真作成時の注意点》

- ・黒板等を書いて撮影するなど、必ず日付入りの写真を提出してください。
- ・浴槽取り替え、開口幅確保等の高さまたは幅に条件がある工事の現場写真については、メジャーをあてるなど、必ず施工前後の高さまたは幅がわかるように撮影してください。
- ・目印となるものが入るように撮影し、手すり等の取り付け位置がわかるようにしてください。
手すり等の取り付け位置のみをアップで撮影されると箇所の特定ができず、再提出をお願いすることがあります。

《見積書作成時の注意点》

- ・見積書は申請者の名前で作成してください。
- ・見積書は以下のように記載してください。
 - ① 工事箇所毎(浴室・洗面所、便所、玄関、居室、廊下・階段、台所、その他)に分ける。
 - ② 工事箇所毎にさらに各工事毎(手すりの取付、床の嵩上げ、便器の取替等)に部材費、大工手間、解体撤去費、給排水工事費、諸経費等を分ける。
 ※天井・壁等の対象外工事についても分けて記載してください。
 ※全体の工事に対して一式の金額では助成金の算出ができませんのでご注意ください。

浴室・洗面所

○ユニットバスへの取替え

以下の条件をすべて満たす商品の場合は対象となります。

(ユニット一式経費のうち一部)

- ① 出入口がグレーチング等により段差解消されていること
- ② 出入口が65cm以上確保されていること
- ③ 浴槽出入りのための手すりが設置されていること

※①、②は施工前後の変化がわかるようにメジャー等をあてて撮影してください。

※対象となるのはバリアフリーにかかる部分のみのため、見積書は一式ではなく、可能であれば項目ごとに分けて作成してください。

(例:手すり、床、浴槽、扉、水栓 等)

トイレ**○便器**

洋式便器から洋式便器への取り替えは、対象者の身体状況に適した高さの便器への取り替えの場合のみ対象となります。

※施工前後の便器の高さがわかるようにメジャー等をあてて撮影してください。

玄関**○式台**

ボルト等で固定する場合のみ対象となります。

※工事完了後の写真は、固定したことがわかるように撮影してください。

台所**○キッチンの取り替え**

車いす対応等の身体状況に適した商品に取り替える場合のみ対象となります。ガスコンロからIHコンロへの取り替えは器具の取り替えになるため対象になりません。

その他**○配管工事**

助成対象工事を行う上で必要な場合のみ対象となります(屋内部分のみ)。

○大工手間

助成対象工事と助成対象外工事がある場合は、助成対象工事部分のみ対象となります。

○天井、壁工事

天井は対象になりません。壁については、手すり取り付け時の補強・開口幅確保の場合などは対象になります。

.....
 <問い合わせ先>

加古川市 介護保険課 給付係

【電話 079 - 427 - 9125】

【FAX 079 - 424 - 1322】
